

2023年度

法学研究科 学生募集要項

〈Ⅰ期募集・Ⅱ期募集〉

法律学専攻 博士課程前期
博士課程後期

新型コロナウイルス感染症対策により、本要項に記載の選抜方法・試験日時等を変更する場合は、ホームページでお知らせします。



成城大学大学院

試験日程

	I 期募集	II 期募集	掲載頁
出願期間前における出願資格の 確認・審査申請期間 (締切日必着)	2022 年 7 月 11 日 (月) ～ 7 月 19 日 (火) 16 : 00 迄	2022 年 12 月 5 日 (月) ～ 12 月 13 日 (火) 16 : 00 迄	p.1, pp.4-6
出願期間 (締切日必着)	2022 年 8 月 18 日 (木) ～ 9 月 2 日 (金) 16 : 00 迄	2023 年 1 月 6 日 (金) ～ 1 月 13 日 (金) 16 : 00 迄	pp.1-3
試験日	2022 年 9 月 25 日 (日)	2023 年 2 月 18 日 (土)	pp.7-9
合格者発表	2022 年 9 月 26 日 (月) 10 : 00	2023 年 2 月 20 日 (月) 10 : 00	p.9
入学手続期間 (締切日必着)	2022 年 9 月 27 日 (火) ～ 10 月 14 日 (金) 16 : 00 迄	2023 年 2 月 21 日 (火) ～ 3 月 3 日 (金) 16 : 00 迄	pp.9-10

目 次

2023年度入試要項	1
1. 出願について	1
2. 試験について	7
3. 入学手続について	9
4. 問い合わせ等について	10
5. 長期履修学生制度	11
 成城大学大学院法学研究科案内	13
1. 法学研究科の概要	13
2. 研究指導・授業科目および担当教員	16
3. 科目履修および学位について	31
4. 留学制度	31
5. 奨学金制度など	31
6. 成城大学私費外国人留学生授業料等減免制度	32

注意：次頁以降の記載において、博士課程前期、博士課程後期を区別していない部分は両者に共通である。

個人情報の取り扱いについて

出願および入学手続にあたってお知らせいただいた氏名、住所その他の個人情報は、成城学園個人情報保護方針に基づき適切に管理し、出願処理、入学試験実施、合格者発表、入学手続、学籍管理業務およびこれらに付随する事項、個人を特定しない形での統計資料の作成を行うために利用します。

上記の業務は、その一部の業務を成城大学が委託した業者において行います。業務委託にあたっては、十分な個人情報保護の水準にある企業を選定し、漏えいや目的外利用を行わないよう契約により義務づけ、適切な管理を行います。

2023年度入試要項

1. 出願について

募集定員

法律学専攻

博士課程前期 10名（若干名の成城大学学内推薦選考枠を含む）

博士課程後期 5名（2名の社会人特別枠を含む）

※ 入学試験はⅠ期（9月）、Ⅱ期（2月）の2回行うが、定員は両者を合わせてのものである。

入試区分

(1) 出願資格

出願資格については、後掲の「**（補足説明）出願資格及び出願期間前における出願資格の確認・審査申請について**」（4～6頁）を参照すること。

(2) 受験要件

入試区分ごとの受験要件は、以下の通りとする。

【博士課程前期】

1. 一般入試

「博士課程前期の出願資格」（4頁（表1））のいずれかに該当する者

2. 社会人入試

「博士課程前期の出願資格」（4頁（表1））のいずれかに該当し、かつ、入学時において大学卒業等ののち3年以上の実務経験を有する者

3. 外国人入試

「博士課程前期の出願資格」（4頁（表1））のいずれかに該当し、かつ、外国国籍を有する者

【博士課程後期】

1. 一般入試

「博士課程後期の出願資格」（5頁（表2））のいずれかに該当する者

2. 社会人入試

「博士課程後期の出願資格」（5頁（表2））のいずれかに該当し、かつ、入学時において大学院博士課程前期修了等ののち3年以上の実務経験を有する者

3. 外国人入試

「博士課程後期の出願資格」（5頁（表2））のいずれかに該当し、かつ、外国国籍を有する者

出願手続

- (1) 出願期間 I 期 2022年8月18日(木)～9月2日(金) 締切日必着
 II 期 2023年1月6日(金)～1月13日(金) 締切日必着
 受付時間 平 日 9:00～16:00
 土曜日 9:00～12:00
- (2) 場 所 〒157-8511 東京都世田谷区成城 6-1-20 成城大学入学センター
- (3) 検定料および支払方法
35,000 円(銀行振込に限る)
銀行備えつけの振込用紙、自動振込機(ATM)、ネットバンキングから、検定料をお支払ください。
振込手数料は、出願者をご負担ください。

[振込先]

三井住友銀行 成城支店
普通預金 1451349
ガッコウホウジン セイジョウガクエン
学校法人 成城学園

※お振込の際、出願者氏名の前に整理番号「38」を入力(記入)してください。
(例) 38 セイジョウ タロウ
※振込期間 I 期 2022年8月18日(木)～9月2日(金) 15:00迄
 II 期 2023年1月6日(金)～1月13日(金) 15:00迄
※原則として、一旦支払われた検定料は返還しない。

(4) 出願書類

志願者は、検定料を支払ううえ、次の書類を出願期間中に提出して、受験票の交付を受けなければならない。

【博士課程前期】

- a. 入学願書・受験票(本学所定の用紙)。
 - b. 「博士課程前期の出願資格」(4頁(表1))に記載の資格証明書(原本)。
 - c. 出身大学(学部)等の成績証明書。
 - d. 日本語能力試験のN1合格(出願日から遡って3年以内)を証明するための、実施機関発行の「日本語能力試験 認定結果及び成績に関する証明書」原本(コピー不可)。《**外国人入試の志願者で日本語筆記試験の免除を希望する者のみ**》
 - e. 在留カードの両面の写し。《**日本在住で外国国籍を有する者のみ**》
パスポートの国籍が記載されたページ(写し)。《**日本国外に居住している者のみ**》
 - f. 研究計画書(本学所定の用紙。末尾の別紙1)。
 - g. 実務・社会経験報告書(本学所定の用紙。末尾の別紙2)。《**社会人入試の志願者のみ**》
 - h. 戸籍抄本。《**婚姻等により成績・卒業(修了) 証明書等と現姓が異なる者のみ**》
 - i. 受験票返信用封筒(長3サイズ定形封筒に、受験票送付先の宛先明記、速達郵便料金分の切手貼付のこと)。
- ※ 卒業論文または演習テーマについては、該当するものがある場合にのみ入学願書に記入すること(論文の提出は不要)。
- ※ b, cにつき、原文が日本語または英語以外の言語の場合は、原文と併せて日本語または英語

の訳文を添付すること。訳文は、大使館・自国の公証機関などで認証を受けた原本（コピー不可。日本語学校の認証は不可）を提出すること。

- ※ 長期履修学生制度の利用を希望する場合は、11 頁からの「長期履修学生制度」を熟読のうえ、必要書類を出願と同時に提出すること。

【博士課程後期】

- a. 入学願書・受験票（本学所定の用紙）。
 - b. 「博士課程後期の出願資格」（5 頁（表 2））に記載の資格証明書（原本）。
 - c. 出身大学（学部）等および出身大学院（博士課程前期）等の成績証明書各 1 部。
 - d. 日本語能力試験の N1 合格（出願日から遡って 3 年以内）を証明するための、実施機関発行の「日本語能力試験認定結果及び成績に関する証明書」原本（コピー不可）。《**外国人入試の志願者で日本語筆記試験の免除を希望する者のみ**》
 - e. 在留カードの両面の写し。《**日本在住で外国国籍を有する者のみ**》
パスポートの国籍が記載されたページ（写し）。《**日本国外に居住している者のみ**》
 - f. 修士論文または修士論文に相当する業績（表紙に氏名を明記のうえ、3 部提出のこと）。
 - ※ ただし、本研究科において本年度に修士論文の審査を受けた学生は論文を提出しなくてもよい。
 - ※ 外国人入試における「修士論文または修士論文に相当する業績」が日本語以外によるものである場合には問い合わせのこと。
 - ※ 提出された論文または業績は原則として返却しない。
 - g. 研究計画書（本学所定の用紙。末尾の別紙 1）。
 - h. 実務・社会経験報告書（本学所定の用紙。末尾の別紙 2）。《**社会人入試の志願者のみ**》
 - i. 戸籍抄本。《**婚姻等により成績・卒業（修了）証明書等と現姓が異なる者のみ**》
 - j. 受験票返信用封筒（長 3 サイズ定形封筒に受験票送付先の宛先明記、速達郵便料金分の切手貼付のこと）。
 - ※ b, c につき、原文が日本語または英語以外の言語の場合は、原文と併せて日本語または英語の訳文を添付すること。訳文は、大使館・自国の公証機関などで認証を受けた原本（コピー不可。日本語学校の認証は不可）を提出すること。
 - ※ 長期履修学生制度の利用を希望する場合は、11 頁からの「長期履修学生制度」を熟読のうえ、必要書類を出願と同時に提出すること。
- (5) 提出方法その他
- 前記出願書類は、直接来学して提出するか、あるいは書留郵便で郵送すること（**締切日必着**）。提出した書類は、理由のいかんを問わず返付しない。
- (6) 受験票交付
- 検定料・出願書類の確認が取れた後、郵送にて受験票を交付する。
- 試験日の 1 週間前までに受験票が届かない場合は、入学センターへ連絡すること。
- (7) 障がい等のある方
- 障がいや疾病等により、本学の受験・修学に際して配慮を必要とする場合は、出願に先立ち、事前に本学入学センターに相談すること。

(補足説明) 出願資格及び出願期間前における出願資格の確認・審査申請について

成城大学大学院法学研究科に出願することができるのは、博士課程前期については（表1）に掲げるいずれかの出願資格に該当する者、博士課程後期については（表2）に掲げるいずれかの出願資格に該当する者です。また、各出願資格を証明するために必要となる資格証明書も、（表1）及び（表2）に示すとおりです。詳細をよく確認してください。なお、資格証明書は、各機関が発行する書類です。

【1】博士課程前期の出願資格

（表1）2023年度入学に係る博士課程前期の出願資格並びに対応する資格証明書及び出願期間前の審査等の有無

出 願 資 格	資格証明書	出願期間前の審査等の有無
(1) 日本の大学 ^(注1) を卒業した者、又は2023年3月31日までに卒業見込みの者	卒業又は卒業見込証明書	無
(2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、又は2023年3月31日までに授与される見込みの者	学位授与又は学位授与見込証明書	無
(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、又は2023年3月31日までに修了見込みの者	当該課程の修了又は修了見込証明書 * 国や学校により、その他の証明書類の提出を求めることがある。	有 証明書類の確認
(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者、又は2023年3月31日までに修了見込みの者	当該課程の修了又は修了見込証明書 * 国や学校により、その他の証明書類の提出を求めることがある。	有 証明書類の確認
(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するもの（以下「文部科学大臣指定外国大学日本校」という。）の当該課程を修了した者、又は2023年3月31日までに修了見込みの者	文部科学大臣指定外国大学日本校の課程の修了又は修了見込証明書	有 証明書類の確認
(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び文部科学大臣指定外国大学日本校において課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者、又は2023年3月31日までに授与される見込みの者	文部科学大臣が指定する外国の大学等で修業年限が3年以上の課程を修了したことによる学士の学位に相当する学位授与又は学位授与見込証明書	有 証明書類の確認
(7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するもの（以下「文部科学大臣指定専修学校専門課程」という。）を文部科学大臣が定める日以後に修了した者、又は2023年3月31日までに修了見込みの者	課程修了又は課程修了見込証明書	有 証明書類の確認
(8) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号に規定する文部科学大臣の指定した者 ^(注2) 、又は2023年3月31日までにこの資格を満たす見込みの者	卒業又は卒業見込証明書	有 証明書類の確認
(9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者	他大学院に飛び入学した証明書 飛び入学した大学院の成績証明書 * 個人の状況により、その他の証明書類の提出を求めることがある。	有 学力の確認
(10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時において22歳に達した者	最終学歴の卒業証明書 最終学歴の成績証明書 研究成果等（論文、評論等） * 個人の状況により、その他の証明書類の提出を求めることがある。	有 入学資格の審査
^(注1) 上記(1)の「日本の大学」とは、学校教育法第83条に規定する大学を指す。 ^(注2) 上記(8)の「学校教育法施行規則第155条第1項第6号に規定する文部科学大臣の指定した者」とは、昭和28年文部省告示第5号により指定される大学院の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者である。なお、この資格又は2023年3月31日までにこの資格を満たす見込みの者には、以下に示す者が含まれる。 ・ 防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校又は海上保安大学校を卒業した者、又は2023年3月31日までに卒業見込みの者 ・ 職業能力開発総合大学校の長期課程を修了した者、又は2023年3月31日までに修了見込みの者 ・ 気象大学校の大学部を卒業した者、又は2023年3月31日までに卒業見込みの者		

※その他の注意等 ①上記(3)の「外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、又は2023年3月31日までに修了見込みの者」とは、「日本国外の正規の学校教育における16年目の課程を修了した者、又は見込みの者」という意味です。16年間教育を受けたかではなく、「16年目の課程を修了しているかどうか、修了する見込みかどうか」で判断します。
②上記(1)から(10)までのいずれの出願資格にも該当しない場合は、博士課程前期の出願資格に該当しません。たとえば、中国における3年制の高等教育機関（専科大学・職業学院等）のみ卒業して学士の学位を授与されていない場合は、出願資格に該当しません。

【2】博士課程後期の出願資格

(表2) 2023 年度入学に係る博士課程後期の出願資格並びに対応する資格証明書及び出願期間前の審査等の有無

出 願 資 格	資格証明書	出願期間前の 審査等の有無
(1) 日本の大学 ^(注1) において授与された修士の学位を有する者、又は2023年3月31日までに当該学位を授与される見込みの者	修了又は修了見込証明書	無
(2) 日本の大学 ^(注1) において専門職大学院課程修了者に対して授与された学位 ^(注2) (以下「専門職学位」という。)を有する者、又は2023年3月31日までに当該学位を授与される見込みの者	学位授与又は学位授与見込証明書	無
(3) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者、又は2023年3月31日までに当該学位を授与される見込みの者	学位授与又は学位授与見込証明書 * 国や学校により、その他の証明書類の提出を求めることがある。	有 証明書類の確認
(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者、又は2023年3月31日までに当該学位を授与される見込みの者	学位授与又は学位授与見込証明書 * 国や学校により、その他の証明書類の提出を求めることがある。	有 証明書類の確認
(5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するもの(以下「文部科学大臣指定外国大学(大学院相当)日本校」という。)の当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者、又は2023年3月31日までに当該学位を授与される見込みの者	文部科学大臣指定外国大学(大学院相当)日本校の学位授与又は学位授与見込証明書	有 証明書類の確認
(6) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、又は2023年3月31日までに当該学位を授与される見込みの者	学位授与又は学位授与見込証明書 * 個人の状況により、その他の証明書類の提出を求めることがある。	有 証明書類の確認
(7) 学校教育法施行規則第156条第6号に規定する文部科学大臣の指定した者 ^(注3)	日本の大学における卒業証明書又は外国において学校教育における16年の課程の修了証明書 大学、研究所等において2年以上研究に従事したことの証明書類 研究成果等(論文、評論等) * 個人の状況により、その他の証明書類の提出を求めることがある。	有 学力の確認
(8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時において24歳に達した者	最終学歴の卒業証明書 最終学歴の成績証明書 研究成果等(論文、評論等) * 個人の状況により、その他の証明書類の提出を求めることがある。	有 入学資格の審査
(注1) 上記(1)及び(2)並びに下記(注3)の「日本の大学」とは、学校教育法第83条に規定する大学を指す。 (注2) 上記(2)の「専門職大学院課程修了者に対して授与された学位」とは、学校教育法第104条第3項に規定する専門職大学院の課程を修了した者に対し授与された、学位規則第5条の2に規定する学位を指す。 (注3) 上記(7)の「学校教育法施行規則第156条第6号に規定する文部科学大臣の指定した者」とは、平成元年文部省告示第118号により指定される大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者であり、以下に示す者である。 ・日本の大学^(注1)を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本学大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者 ・外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本学大学院において、当該研究の成果等により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者		

【3】出願期間前における出願資格の確認・審査申請期間

(表1)の(3)から(10)まで又は(表2)の(3)から(8)までのいずれかの出願資格で出願しようとする者は、出願期間前に、資格証明書の確認、学力確認、又は入学資格審査がそれぞれ必要となります。表3「出願期間前における出願資格の確認・審査申請期間」内に成城大学入学センターに申請してください。

(表3) 2023 年度入学に係る出願期間前における出願資格の確認・審査申請期間

募集時期	確認・審査申請期間
I 期	7月11日(月)から19日(火)16:00まで(必着)
II 期	12月5日(月)から13日(火)16:00まで(必着)

【4】提出書類

出願資格の確認・審査申請時に必要な書類は、表4のとおりです。所定の様式は、「成城大学入試情報サイト 成城ブリッジ (<https://admission.seijo.ac.jp/>)」に掲載していますので、ファイルをダウンロードして印刷し、必要事項を記入の上、メールに添付して提出してください。

書類送付先：成城大学入学センター admission@seijo.jp

(表4) 2023 年度入学に係る出願期間前における出願資格の確認・審査申請必要書類

提出が必要である書類	備考
(ア) 出願期間前における出願資格の確認・審査申請書	本学所定の様式
(イ) 履歴書	本学所定の様式
(ウ) 自身が該当する表1又は表2中の番号(出願資格)の資格証明書欄に記載されている資格証明書のコピー	出願資格の確認・審査申請時において、証明書類の原本を提出する必要はありません。なお、原本は、本出願時にご提出いただきます。

※資格証明書の原文が日本語又は英語以外の言語である場合は、原文と併せて日本語又は英語による訳文を付けてください。訳文については、大使館などの公的機関で認証を受けてから提出してください。

※出願資格及びその資格証明書等について疑問がある場合は、「出願期間前における出願資格の確認・審査申請期間」以前の、できるだけ早い時期に、入学センターまでお問合せください。

2. 試験について

試験日	I 期	2022年9月25日（日）
	II 期	2023年2月18日（土）

試験時間割

	集合時間	外国語科目筆記試験	専門科目筆記試験	面接・口述試験
一般入試 （博士課程前期）	10：00	10：20～12：20 （外国語・専門1科目） または （専門2科目）		14：00～ （予定）
一般入試 （博士課程後期）	8：40	9：00～10：00 （外国語）		11：00～ （予定）
社会人入試 （博士課程前期）	10：00		10：20～11：20 （専門1科目）	14：00～ （予定）
社会人入試 （博士課程後期）	8：40			9：00～ （予定）
外国人入試 （博士課程前期）	8：40	9：00～10：00 （日本語）	10：20～11：20 （専門1科目）	14：00～ （予定）
外国人入試 （博士課程後期）	8：40	9：00～10：00 （日本語）		11：00～ （予定）
学内推薦入試	8：40			9：00～ （予定）

※ 面接・口述試験の開始時刻は変更となる場合がある。

※ 受験者は、試験開始10分前までに所定の試験場に入ること。

※ 試験開始時刻に遅刻した場合は、試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り、受験を認める。

集合場所 試験時間割に示される所定の集合時間に**大学 3号館学生ホール(巻末「大学校舎案内」参照)**に集合のこと。

選考方法 選考は以下の試験の結果および出願書類の審査により行う。

【博士課程前期】

(1) 一般入試

a. 筆記試験：外国語科目1科目・専門科目1科目または専門科目2科目の筆記試験。

外国語科目：英語、独語、仏語のうちから1カ国語を選ぶこと。

※ 語学辞書の持ち込みを認める（本学での辞書の貸与はない）。ただし、電子辞書は使用できない。

なお、試験開始前に監督者が辞書を確認し、専門科目に関わる書き込みが認められた場合には、辞書の使用を認めないことがある。

専門科目：受験型に応じて、次に掲げる受験科目のうちから1科目または2科目を選ぶこと。

《外国語科目 1 科目・専門科目 1 科目型の場合》

受験者が入学後専攻しようとする科目 1 つ

《専門科目 2 科目型の場合》

受験者が入学後専攻しようとする科目およびそれ以外の科目 1 つ

受験科目：憲法、行政法、行政学、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、
国際法、国際私法、国際関係論、国際政治史、法哲学

※ 六法は、本学が貸与するもののみ使用を認める。

※ 上記の受験型のいずれであっても、本学博士課程後期への進学を希望する場合
には、博士課程後期一般入試における外国語科目筆記試験の受験が必須である。

b. 専門科目についての面接・口述試験。

c. 志望動機、研究計画その他についての面接・口述試験。

(2) 社会人入試

a. 専門科目 1 科目の筆記試験および面接・口述試験。受験科目は、上記(1)一般入試に掲げた
うちから、受験者が入学後専攻しようとする科目 1 つを選ぶこと。

b. 志望動機、研究計画、実務・社会経験その他についての面接・口述試験。

(3) 外国人入試

a. 日本語の筆記試験。

※ 語学辞書の持ち込みを認める（本学での辞書の貸与はない）。ただし、電子辞書は使
用できない。

※ 過去 3 年以内に日本語能力試験（JLPT）の N1 に合格している者は、実施機関発行
の「日本語能力試験 認定結果及び成績に関する証明書」原本（コピー不可）の提出
があれば日本語筆記試験を免除する。

b. 専門科目 1 科目の筆記試験および面接・口述試験。受験科目は、上記(1)一般入試に掲げた
うちから、受験者が入学後専攻しようとする科目 1 つを選ぶこと。

c. 志望動機、研究計画その他についての面接・口述試験。

【博士課程後期】

(1) 一般入試

a. 外国語科目

英語、独語、仏語のうちから、受験者が選ぶ 1 か国語の筆記試験。

※ 語学辞書の持ち込みを認める（本学での辞書の貸与はない）。ただし、電子辞書は使
用できない。

b. 修士論文または修士論文に相当する業績および専攻分野についての面接・口述試験。

c. 研究計画その他についての面接・口述試験。

(2) 社会人入試

a. 修士論文または修士論文に相当する業績および専攻分野についての面接・口述試験。

b. 研究計画、実務・社会経験その他についての面接・口述試験。

(3) 外国人入試

a. 日本語の筆記試験。

※ 語学辞書の持ち込みを認める（本学での辞書の貸与はない）。ただし、電子辞書は使用できない。

※ 過去3年以内に日本語能力試験（JLPT）のN1に合格している者は、実施機関発行の「日本語能力試験 認定結果及び成績に関する証明書」原本（コピー不可）の提出があれば日本語筆記試験を免除する。

b. 修士論文に相当する業績および専攻分野についての面接・口述試験。

c. 研究計画その他についての面接・口述試験。

合格者発表

I 期 2022年9月26日（月）10：00

II 期 2023年2月20日（月）10：00

合格者の発表は、発表当日に本学オフィシャルサイト（<https://www.seijo.ac.jp>）に掲載する。電話等による可否に関する問い合わせには一切応じない。

合格者には、発表当日に入学センターにて入学手続書類を交付する。なお、当日来学できなかった合格者には、発表翌日に入学手続書類を郵送する。入学手続に際しては、本学で交付する書類以外に、以下の書類が必要になるので用意すること。

a) 博士課程前期入学者は卒業証明書、博士課程後期入学者は学位取得単位証明書（修了証明書）を 2023年3月27日（月）16：00 までに提出のこと（出願時に提出した場合は不要）。

b) 学生証氏名記載にかかわる公的書類（学生証の氏名は漢字またはカナ表記）

住民票または住民票記載事項証明書1通（どちらも本籍の記載は不要）。

漢字圏の外国人は、漢字氏名が記載されている在留カードの写しを、その他の外国人については、カナ氏名が記載されている住民票を提出すること。

3. 入学手続について

手続期間

入学手続は、次の期間内に完了すること。

I 期 2022年9月27日（火）～ 10月14日（金）16：00まで 締切日必着

II 期 2023年2月21日（火）～ 3月3日（金）16：00まで 締切日必着

【日本国籍を有しない海外在住のみなさんへ】

※日本国籍を有しない方が本学に入学するには、出入国管理及び難民認定法において、大学院入学に支障のない在留資格を現に有するか、入学時まで取得できることが必要です。

※入学時まで上記在留資格を取得できない場合は入学許可を取り消します。

※「短期滞在ビザ」で受験し合格した場合、本学の発行する「入学許可書」（入学手続完了後申請を受けて一週間程度で発行）を使用し、自国に戻って「留学」ビザを取得する必要があり、ビザの取得には1ヶ月～3ヶ月ほどの時間がかかります。

※以上から、「短期滞在ビザ」でのII期入試への出願は避けることを強くお勧めします。

学 費

2022 年度入学者入学年次納付金は以下のとおりであるが、2023 年度については、金額・納付方法等について一部変更する場合がある。

2022 年度入学者入学年次納付金一覧（参考）

	科 目	学 外 者	学 内 者	備 考	
博士課程前期	入 学 金	150,000 円	免 除	入学年次のみ徴収	
	授 業 料	570,000 円	570,000 円	分割	1 期のみ 150,000 円 2～4 期 各 140,000 円
	施 設 費	65,000 円	65,000 円	毎年徴収	
	法 学 会 費	2,000 円	2,000 円	毎年徴収	
	合 計	787,000 円	637,000 円		
博士課程後期	入 学 金	150,000 円	免 除	入学年次のみ徴収	
	授 業 料	507,000 円	507,000 円	分割	1 期のみ 132,000 円 2～4 期 各 125,000 円
	施 設 費	65,000 円	65,000 円	2 年次まで徴収	
	法 学 会 費	2,000 円	2,000 円	毎年徴収	
	合 計	724,000 円	574,000 円		

- (注) 1. 授業料は年 4 回に分割納付することができる。
分割納付の場合の初回納付金は、次のとおり。
博士課程前期学外者 367,000 円 博士課程前期学内者 217,000 円
博士課程後期学外者 349,000 円 博士課程後期学内者 199,000 円
2. 入学金は入学年次のみ徴収。本学卒業者（学内者）は原則入学金^{*}を免除する。
※入学金免除については、直近の学歴が本学を卒業または修了したことを要件とする。
3. 外国人留学生で授業料等減免制度の利用を希望する者は、合格者発表日以降に、大学 9 号館 1 階国際センターで当該制度についての説明を受けた後、所定の手続（納付金の振込と入学手続書類の提出）を行うこと。ただし、制度を利用するためには要件を満たす必要がある。※手続申込には、入学手続書類一式が必要となる。
4. 入学手続完了後、2023 年 3 月 31 日(金)16:00 までに所定の入学辞退手続を完了した者には、入学金を除く納付金を返還する。

4. 問い合わせ等について

- a. 入試問題集（過去 3 年度分）は、無料にて入手できる。
- b. 入試問題集および入学試験に関する一切の問い合わせは、本学入学センターにすること。

☎ 03-3482-9100

平 日：9:00～16:00

土曜日：9:00～12:00

（日曜日・祝日・大学の休業日を除く）

5. 長期履修学生制度

成城大学大学院法学研究科には、長期履修学生制度があります。

- A 制度の概要** 長期履修学生制度とは、職業を有している等の事情により、一般の標準修業年限（博士課程前期 2 年、博士課程後期 3 年）より長い一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する場合に、その計画的な履修を認める制度です。
- B 申請について**
- 1) **対象の課程** 博士課程前期・後期
- 2) **申請資格** 詳細は教務部（電話：03-3482-9045）にお問い合わせください。
- 3) **履修期間** 在学年限の範囲内（博士課程前期 4 年、博士課程後期 6 年）で、1 年を単位として長期履修期間を定めることができます。
・休学期間は、上記期間に含まれません。
・長期履修学生制度の適用の有無にかかわらず、在学年限内に修了することができない場合には除籍の対象となりますのでご注意ください。
- 4) **授業料** 一般の標準修業年限分の授業料に相当する額を、長期履修期間に応じて分割納付することになります。具体的な納入額、納入時期等については、長期履修の許可時に通知します。

$\text{長期履修による授業料年額} = \text{通常の授業料年額} \times \text{一般の標準修業年限} \div \text{長期履修許可年限}$
--

【例】博士課程前期で 3 年間とする長期履修学生制度の許可を得た場合

区 分	各年度の授業料納付額			修了までの授業料総額
一般学生 (標準修業年限 2 年)	1 年目 570,000 円	2 年目 570,000 円		1,140,000 円
長期履修学生 (3 年の標準修業年限 期間の適用)	1 年目 380,000 円	2 年目 380,000 円	3 年目 380,000 円	1,140,000 円

※上記は 2022 年度の授業料年額（施設費を除く）による例です。

※在学 1 年後（博士課程後期は 2 年も含む）に長期履修学生制度の適用を受ける場合は、入学時に長期履修許可を得た場合よりも授業料総額は高くなりますのでご注意ください。

5) 申請時期 出願時

6) 申請方法 出願書類の他に下記の書類を提出してください。

- ・長期履修学生制度適用申請書（様式1）
- ・長期履修計画書（様式3）
- ・在職証明書または在職が確認できる書類等
- ・その他研究科が必要と認める書類

※提出された申請書類は返却いたしません。

様式1と様式3については、下記の本学インターネット・サイトよりダウンロードしてください。

<https://www.seijo.ac.jp/students/univ-system/longterm-student/>

7) 結果通知 適用の可否は、合格者発表後、教務部より別途通知します。

C その他

長期履修学生制度の適用を受けた後に、事情により適用される標準修業年限の期間の変更を希望する場合は、1回に限り変更（延長または短縮）することができます。

また、長期履修学生制度に関するお問い合わせは教務部（電話：03-3482-9045）にて受け付けます。

成城大学大学院法学研究科案内

1. 法学研究科の概要

大学院法学研究科は、高度な法律学の教育を行い、十分な研究能力や高度の専門性ある職業等に必要能力を養うことによって、現代における政治、経済、社会問題の多様化・国際化に対応できる人材を育成することを目指して、1987年4月に法律学専攻の修士課程として出発した。しかし、法律学研究に対する社会的な期待の高まりに応えるためには、修士課程のみに止まらず、理論および応用の両面からこの学問に取り組み、法律学の発展に寄与し、かつ、研究者として自立した研究活動を行うことができる人材や、高度の研究能力と学識をもって高度に専門的な業務に従事することができる人材を育成するための態勢をつくることが重要であるとの認識が強くなり、1993年からは博士課程後期を設置して本格的な大学院としての研究・教育態勢を整え、今日に至っている。

本研究科は、修業年限5年の博士課程であるが、これは2年間の博士課程前期と3年間の博士課程後期に区分され、博士課程前期を修了することにより修士の学位を取得することができ、博士課程後期を修了することにより博士の学位を取得することができる。これまで、博士課程前期には成城大学の卒業生のほか、他大学の卒業生も多数入学し、博士課程後期にも、本研究科の博士課程前期修了者のほか、他大学大学院で修士の学位を取得した人が多数入学している。本研究科のカリキュラムは、各教員がその専門とする分野に関する授業を行う授業科目（「…研究」や「…特殊研究」という科目名になっている。）と、個々の学生がその指導教員から受ける、論文指導を中心とした研究指導で構成されているが、研究指導はもとより授業科目においても、少人数でのゼミナール的な形態で密度の高い授業が行われている。また、博士課程後期では、必要な場合には指導教員の許可の下に、指導教員以外の教員からも論文指導を受けることができるようになっている。

本研究科では、セメスター制をとっており、各科目は2単位が配当され半年で完結するようになっている。これにより、学生は各自の問題関心に最も即した科目を選択して集中的に履修することができるほか、在学中に海外留学をするような場合にもその時期を適切に選ぶことができる。各教員が開講している授業科目の内容は、その分野について、一方で基礎的な研究能力を養うこと、他方で、それを踏まえて特殊・個別的なテーマを扱う能力を養うことを目指している。前者との関連では、方法論的な訓練と基礎理論研究に力を入れ、後者との関連では、社会の最先端にある法律問題にも目を向けて、企業実務や行政サービスの観点からもこれに取り組むことができるように工夫されている。このような授業科目の内容設定は、博士課程後期においてばかりでなく、博士課程前期の教育においても良い効果をもたらしている。また、本研究科教員の専門分野は、国内実定法の各分野を中心に、国際法、行政学、国際関係論そして国際政治史等にも亘っており、学生の多様な問題関心に応えるための努力が続けられている。

このように本研究科は、法律学研究に関心を持って大学院への入学を希望する方々が、充実した大学院生活を送り、有意義な進路を切り開いて行くことができるように努めており、今後も一層の努力を重ねて行くつもりである。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

法学研究科は、その教育の基本理念のもと、次のような学生を求めています。

博士課程（前期）

- (1) 前期課程での学修に必要な基礎学力を持つ者。
- (2) 専攻分野に関する専門知識を備えている者。
- (3) 専攻分野に対して深い関心と興味を抱き、明確な問題意識と研究計画をもって研究に取り組む意欲を有する者。

	一般入試		社会人入試		外国人入試		学内推薦入試
	筆記試験	面接・口述試験	筆記試験	面接・口述試験	筆記試験	面接・口述試験	
(1)	◎	○	◎	○	◎	○	○
(2)	◎	○	◎	○	◎	○	○
(3)		◎		◎		◎	◎

（備考）◎：特に対応している。 ○：対応している。

博士課程（後期）

- (1) 専攻する分野において、将来、専門研究者となりうる素質・能力を持つ者。
- (2) 専攻分野に関する高度な専門知識を備えている者。
- (3) 独創的な研究を行う旺盛な意欲を有する者。

	一般入試		社会人入試	外国人入試	
	筆記試験	面接・口述試験	面接・口述試験	筆記試験	面接・口述試験
(1)	◎	○	◎	◎	○
(2)	◎	○	◎	◎	○
(3)		◎	◎		◎

（備考）◎：特に対応している。 ○：対応している。

開設科目および担当教員

2022 年度の開講科目の概要は、次のとおりである。詳細は、後掲の「科目および担当者一覧表」を参照されたい。

	研究指導担当者	授業科目数（研究指導を除く）
博士課程前期	22 人（教授 18、准教授 4）	65（うち 3 科目は非常勤講師による担当、19 科目は休講）
博士課程後期	18 人（教授 18、准教授 0）	63（うち 2 科目は非常勤講師による担当、26 科目は休講）

研究施設

法学研究科学生専用の共同研究室 1 室と大学院演習室 2 室（学部共用）があるほか、大学図書館、法学資料室を利用することができる。

文献・資料

大学図書館に国内外の法律関係の図書・資料を整備するほか、法学資料室には国内外の法令集・判例集約 130 種のほか、雑誌・紀要・論文集約 830 種、更には院生研究室や自宅等外部からも利用可能な国内外のオンライン法情報データベースも備えている。

研究科学生の状況

2022年5月1日現在の学生数は、博士課程前期5名、博士課程後期0名の合計5名である。本研究科のこれまでの修了者（学位を取得した者）は、修士課程または博士課程前期を修了した34期170名の修士と博士課程後期を修了した10名の博士で、それらの修了者あるいは博士課程後期の単位修得退学者は、研究者（大学教員）、法曹、公務員となったり、専門知識を活かせる企業や機関等に就職したりして、その進路は多様である。

社会人・外国人への対応

本研究科は、入試方法にも工夫をこらしながら、社会人や外国人留学生の受入れを積極的に行っている。2単位制のカリキュラムは、社会人の研修に適切であると思われるし、外国人留学生に対しては、日本語の力を補うための学生によるチューター制度も実施している。また、本大学院全体の措置として、外国人留学生のための授業料等減免制度もある。

2. 研究指導・授業科目および担当教員

科目および担当者（2022年度実績）一覧表

※ 2023 年度の開講を保証するものではありません。

博士課程前期

法哲学研究Ⅰ

法哲学研究Ⅱ

法哲学研究指導 A

法哲学研究指導 B

准 教 授 浦 山 聖 子

法制史研究Ⅰ

本 年 度 休 講

法制史研究Ⅱ

本 年 度 休 講

憲法研究Ⅰ（本年度休講）

憲法研究Ⅱ（フランス統治機構論（2））

憲法研究指導Ⅰ A（本年度休講）

憲法研究指導Ⅰ B

教 授 奥 村 公 輔

憲法研究Ⅲ（アメリカ憲法学の現在を読む（1））

憲法研究Ⅳ（アメリカ憲法学の現在を読む（2））

憲法研究指導Ⅱ A

憲法研究指導Ⅱ B

教 授 松 田 浩

憲法研究Ⅴ（ドイツ法理論研究）

憲法研究Ⅵ

憲法研究指導Ⅲ A

憲法研究指導Ⅲ B

教 授 西 土 彰一郎

行政法研究Ⅰ（ドイツ行政法学の基礎研究）

行政法研究Ⅱ（ドイツ行政法判例の基礎研究）

行政法研究指導Ⅰ A（行政法修論構想指導）

行政法研究指導Ⅰ B（行政法修論執筆指導）

教 授 村 上 裕 章

行政法研究Ⅲ				
行政法研究Ⅳ				
行政法研究指導Ⅱ A			本	年
行政法研究指導Ⅱ B			度	休
			講	
税法研究Ⅰ（所得税の法と実務）		非	常	勤
税法研究Ⅱ（法人税の法と実務）		講	師	
		渡	辺	充
行政学研究Ⅰ（公共政策の研究）				
行政学研究Ⅱ（地方政治行政の研究）				
行政学研究指導 A	教	授	打	越
行政学研究指導 B			綾	子
民法研究Ⅰ				
民法研究Ⅱ				
民法研究指導Ⅰ A	教	授	池	田
民法研究指導Ⅰ B			雅	則
民法研究Ⅲ				
民法研究Ⅳ				
民法研究指導Ⅱ A（現代民法学の諸課題）	教	授	川	淳
民法研究指導Ⅱ B（現代民法学の諸課題）			一	
民法研究Ⅴ（EU私法研究）				
民法研究Ⅵ（EU私法の研究）				
民法研究指導Ⅲ A（現代民法学研究～修士論文執筆に向けて）	教	授	亀	岡
民法研究指導Ⅲ B（現代民法学研究～修士論文の完成に向けて）			倫	史
民法研究Ⅶ				
民法研究Ⅷ				
民法研究指導Ⅳ A	教	授	山	本
民法研究指導Ⅳ B			弘	明

民法研究Ⅸ（ドイツ担保法研究）	教 授 森 永 淑 子
民法研究Ⅹ（ドイツ担保法研究）	
民法研究指導Ⅴ A	
民法研究指導Ⅴ B	

商法研究Ⅰ	本 年 度 休 講
商法研究Ⅱ	
商法研究指導Ⅰ A	
商法研究指導Ⅰ B	

商法研究Ⅲ（Commercial Law 3）	教 授 山 田 剛 志
商法研究Ⅳ（Commercial Law 4）	
商法研究指導Ⅱ A（Commercial Law Research 2）	
商法研究指導Ⅱ B（Commercial Law Research 2）	

商法研究Ⅴ	本 年 度 休 講
商法研究Ⅵ	
商法研究指導Ⅲ A	
商法研究指導Ⅲ B	

労働法研究Ⅰ	本 年 度 休 講
労働法研究Ⅱ	
労働法研究指導 A	
労働法研究指導 B	

経済法研究	本 年 度 休 講
-------	-----------

知的財産法研究	本 年 度 休 講
---------	-----------

民事訴訟法研究Ⅰ（民事訴訟の判例研究）	教 授 町 村 泰 貴
民事訴訟法研究Ⅱ（民事訴訟の判例研究）	
民事訴訟法研究指導Ⅰ A（民事訴訟の研究基礎）	
民事訴訟法研究指導Ⅰ B（民事訴訟法の研究基礎）	

民事訴訟法研究Ⅲ

民事訴訟法研究Ⅳ

本年度休講

民事訴訟法研究指導Ⅱ A

民事訴訟法研究指導Ⅱ B

刑法研究Ⅰ（刑法総論における重要問題の研究）

刑法研究Ⅱ（刑法各論における重要問題の研究）

教 授 山 本 輝 之

刑法研究指導Ⅰ A

刑法研究指導Ⅰ B

刑法研究Ⅲ（日本における理論刑法学の現在）

刑法研究Ⅳ（ドイツ刑法学の基礎知識）

教 授 鋤 本 豊 博

刑法研究指導Ⅱ A（修士論文の作成指導）

刑法研究指導Ⅱ B（修士論文の作成指導）

刑法研究Ⅴ

刑法研究Ⅵ

准 教 授 足 立 友 子

刑法研究指導Ⅲ A

刑法研究指導Ⅲ B

刑事訴訟法研究Ⅰ（取調べ可視化論）

刑事訴訟法研究Ⅱ（法と心理）

教 授 指 宿 信

刑事訴訟法研究指導A（論文執筆方法論 1）

刑事訴訟法研究指導B（論文執筆方法論 2）

国際法研究Ⅰ（国際法基礎理論－国際法における強行規範）

国際法研究Ⅱ（国際司法裁判所の判例研究）

教 授 川 崎 恭 治

国際法研究指導Ⅰ A

国際法研究指導Ⅰ B

国際法研究Ⅲ（武力行使禁止規範に関する研究）

国際法研究Ⅳ（国際組織法に関する研究）

准 教 授 佐 藤 量 介

国際法研究指導Ⅱ A

国際法研究指導Ⅱ B

国際私法研究Ⅰ（国際私法と統一(私)法との関係）	
国際私法研究Ⅱ（国際契約の準拠法）	教 授 桑 原 康 行
国際私法研究指導A（修士論文指導）	
国際私法研究指導B（修士論文指導）	

国際関係論研究Ⅰ	
国際関係論研究Ⅱ	准 教 授 福 田 宏
国際関係論研究指導A	
国際関係論研究指導B	

比較法研究	
比較法研究指導A	本 年 度 休 講
比較法研究指導B	

外国法研究Ⅰ（英米法研究）	非 常 勤 講 師 岩 田 太
---------------	-----------------

外国法研究Ⅱ	本 年 度 休 講
外国法研究Ⅲ	

国際政治史研究Ⅰ（上海をめぐる国際政治）	
国際政治史研究Ⅱ（冷戦前の中国とアメリカ合衆国）	教 授 田 嶋 信 雄
国際政治史研究指導A	
国際政治史研究指導B	

ロシア法研究指導A	本 年 度 休 講
ロシア法研究指導B	

ラテンアメリカ法研究指導A	本 年 度 休 講
ラテンアメリカ法研究指導B	

比較政治学研究	本 年 度 休 講
---------	-----------

博士課程後期

法哲学特殊研究Ⅰ
法哲学特殊研究Ⅱ
法哲学研究指導Ⅰ A
法哲学研究指導Ⅱ B

本年度休講

法制史特殊研究Ⅰ
法制史特殊研究Ⅱ

本年度休講

憲法特殊研究Ⅰ（本年度休講）
憲法特殊研究Ⅱ（フランス統治機構論（２））
憲法研究指導Ⅰ A（本年度休講）
憲法研究指導Ⅰ B

教 授 奥 村 公 輔

憲法特殊研究Ⅲ（アメリカ憲法学の現在を読む（１））
憲法特殊研究Ⅳ（アメリカ憲法学の現在を読む（２））
憲法研究指導Ⅱ A
憲法研究指導Ⅱ B

教 授 松 田 浩

憲法特殊研究Ⅴ（ドイツ法理論研究）
憲法特殊研究Ⅵ
憲法研究指導Ⅲ A
憲法研究指導Ⅲ B

教 授 西 土 彰一郎

行政法特殊研究Ⅰ（ドイツ行政法学の応用研究）
行政法特殊研究Ⅱ（ドイツ行政判例の応用研究）
行政法研究指導Ⅰ A（行政法博論構想指導）
行政法研究指導Ⅰ B（行政法博論執筆指導）

教 授 村 上 裕 章

行政法特殊研究Ⅲ
行政法特殊研究Ⅳ
行政法研究指導Ⅱ A
行政法研究指導Ⅱ B

本年度休講

税法特殊研究Ⅰ（所得税の法と実務）	非常勤講師	渡辺 充
税法特殊研究Ⅱ（法人税の法と実務）		
行政学特殊研究Ⅰ（公共政策の研究）	教授	打越 綾子
行政学特殊研究Ⅱ（地方政治行政の研究）		
行政学研究指導A		
行政学研究指導B		
民法特殊研究Ⅰ	教授	池田 雅則
民法特殊研究Ⅱ		
民法研究指導Ⅰ A		
民法研究指導Ⅰ B		
民法特殊研究Ⅲ	教授	川 淳一
民法特殊研究Ⅳ		
民法研究指導Ⅱ A（現代民法学の諸課題）		
民法研究指導Ⅱ B（現代民法学の諸課題）		
民法特殊研究Ⅴ（EU私法研究）	教授	亀岡 倫史
民法特殊研究Ⅵ（EU私法の研究）		
民法研究指導Ⅲ A（現代民法学研究～博士論文執筆に向けて）		
民法研究指導Ⅲ B（現代民法学研究～博士論文の完成に向けて）		
民法特殊研究Ⅶ	教授	山本 弘明
民法特殊研究Ⅷ		
民法研究指導Ⅳ A		
民法研究指導Ⅳ B		
民法特殊研究Ⅸ（ドイツ担保法研究）	教授	森 永淑子
民法特殊研究Ⅹ（ドイツ担保法研究）		
民法研究指導Ⅴ A		
民法研究指導Ⅴ B		

商法特殊研究Ⅰ

商法特殊研究Ⅱ

商法研究指導Ⅰ A

商法研究指導Ⅰ B

本年度休講

商法特殊研究Ⅲ (Commercial Law 3)

商法特殊研究Ⅳ (Commercial Law 4)

商法研究指導Ⅱ A (Commercial Law Research 2)

商法研究指導Ⅱ B (Commercial Law Research 2)

教 授 山 田 剛 志

商法特殊研究Ⅴ

商法特殊研究Ⅵ

商法研究指導Ⅲ A

商法研究指導Ⅲ B

本年度休講

労働法特殊研究Ⅰ

労働法特殊研究Ⅱ

労働法研究指導 A

労働法研究指導 B

本年度休講

経済法特殊研究

本年度休講

知的財産法特殊研究

本年度休講

民事訴訟法特殊研究Ⅰ (民事訴訟の判例研究)

民事訴訟法特殊研究Ⅱ (民事訴訟の判例研究)

民事訴訟法研究指導Ⅰ A (民事訴訟法の研究深化)

民事訴訟法研究指導Ⅰ B (民事訴訟法の研究深化)

教 授 町 村 泰 貴

民事訴訟法特殊研究Ⅲ

民事訴訟法特殊研究Ⅳ

民事訴訟法研究指導Ⅱ A

民事訴訟法研究指導Ⅱ B

本年度休講

刑法特殊研究Ⅰ（刑法総論における重要問題の研究）	教 授	山 本 輝 之
刑法特殊研究Ⅱ（刑法各論における重要問題の研究）		
刑法研究指導ⅠA		
刑法研究指導ⅠB		

刑法特殊研究Ⅲ（日本における理論刑法学の現在）	教 授	鋤 本 豊 博
刑法特殊研究Ⅳ（ドイツ刑法学の基礎知識）		
刑法研究指導ⅡA（博士論文の作成指導）		
刑法研究指導ⅡB（博士論文の作成指導）		

刑事訴訟法特殊研究Ⅰ（取調べ可視化論）	教 授	指 宿 信
刑事訴訟法特殊研究Ⅱ（法と心理）		
刑事訴訟法研究指導A（論文執筆方法論1）		
刑事訴訟法研究指導B（論文執筆方法論2）		

国際法特殊研究Ⅰ（国際法基礎理論－国際法における強行規範）	教 授	川 崎 恭 治
国際法特殊研究Ⅱ（国際司法裁判所の判例研究）		
国際法研究指導ⅠA		
国際法研究指導ⅠB		

国際法特殊研究Ⅲ	本 年 度 休 講
国際法特殊研究Ⅳ	
国際法研究指導ⅡA	
国際法研究指導ⅡB	

国際私法特殊研究Ⅰ（国際私法と統一(私)法との関係に関する研究）	教 授	桑 原 康 行
国際私法特殊研究Ⅱ（国際契約の準拠法に関する研究）		
国際私法研究指導A（博士論文指導）		
国際私法研究指導B（博士論文指導）		

国際関係論特殊研究Ⅰ
国際関係論特殊研究Ⅱ
国際関係論研究指導 A
国際関係論研究指導 B

本年度休講

比較法特殊研究
比較法研究指導 A
比較法研究指導 B

本年度休講

外国法特殊研究Ⅰ
外国法特殊研究Ⅱ
外国法特殊研究Ⅲ

本年度休講

国際政治史特殊研究Ⅰ（上海をめぐる国際政治）
国際政治史特殊研究Ⅱ（冷戦前の中国とアメリカ合衆国）
国際政治史研究指導 A
国際政治史研究指導 B

教 授 田 嶋 信 雄

ロシア法研究指導 A
ロシア法研究指導 B

本年度休講

ラテンアメリカ法研究指導 A
ラテンアメリカ法研究指導 B

本年度休講

比較政治学特殊研究

本年度休講

専任教員の紹介

研究の特徴・最近の研究テーマ・学生への希望など

法哲学担当

准教授 浦 山 聖 子

主な専門は、英米の現代正義論である。とりわけ、多文化主義、グローバルな分配的正義論、移民の正義論の三つを中心にこれまで研究を行ってきた。大学院の授業では、現代正義論の様々なテーマについて、英語の文献の講読を行う予定である。

憲法担当

教授 松 田 浩

主たる研究関心は、①アメリカ合衆国憲法の修正一条（言論・出版の自由）理論の歴史と現代的变化容、②日本の憲法史・憲法理論史における合衆国憲法原理の受容過程、である。大学院では、日本憲法の理論的、実態的な問題点について明確な意識をもちつつ、広く英米圏の議論を検討したいと考えている。

憲法担当

教授 西 土 彰一郎

メディアの融合が注目されるなか、さまざまな思惑から内外を問わず放送法制の意義が議論されつつある。私はこれまで、こうした争いをふまえつつ、主に「放送の自由」論の観点から公共放送の憲法的位相について研究してきた。

大学院では、メディア法といった近接分野の動向に目を配りながらも、憲法学・国家学の基礎理論を扱う文献の輪読、および参加者の関心テーマに即した外国語文献の研究を行う予定である。

憲法担当

教授 奥 村 公 輔

主な専門分野は、フランス憲法を比較法的素材とした、①議会法、②政府の憲法解釈、③憲法訴訟論、④緊急事態法制・テロ対策法制、⑤公平な裁判を受ける権利である。大学院では、議会法に関する諸論点を検討する予定である。

行政法担当

教授 村 上 裕 章

研究分野は行政法、特に、行政訴訟法、情報公開法、個人情報保護法である。大学院の演習では、受講者の要望に応じて、ドイツまたはフランスの公法学に関する基本的文献を講読したいと考えている。

行政学担当

教授 打 越 綾 子

主として、自治体における政策形成の研究を行っている。新たな社会問題が発生した場合に、行政機構がどのような反応を見せるのか、内部のメカニズムに注目しながら分析を試みている。最近では、そうした行政機構の活動を規定する地域の政治構造の変容に関心を持っている。

また、動物の福祉に関心を持ち、愛玩動物をめぐる諸課題や野生動物・畜産動物・実験動物の取扱について、行政学・政策学の見地から研究を進めている。

民法担当

教授 池 田 雅 則

主として、担保物権法が研究対象です。とりわけ、伝統的な抵当権や質権などとは異なり、設定者の有する流動資産を客体とする担保手段の効力について研究しています。その際、この領域において判例学説における議論の蓄積がきわめて分厚いドイツ法を比較対象としています。

そこで、大学院では、ドイツ法を参照しながら、あるべき日本法の姿を探求できればと考えています。

民法担当

教授 川 淳 一

私自身は、広い意味での相続の過程を支える法的枠組みの検討を通じて、近代所有権論と家族関係論にアプローチすることを目指しています。大学院では、私のテーマにこだわらず、むしろ、共通智の蓄積への貢献を果たすための作法を、ともに勉強していきたいと思っています。

民法担当

教授 亀 岡 倫 史

履行補助者論、使用者責任論など契約責任と不法行為責任の交錯領域における「他人の行為についての責任」についてドイツ法と比較しながら研究をおこなってきた。また、消費者契約をはじめとする現代型契約の基礎的・実務的研究や介護保険法、成年後見制度などに示されている高齢者福祉問題のあり方などの今日的な課題にも関心があり、これらの問題についても研究をすすめているところである。

大学院では、民法分野における重要な学術論文をいくつかピックアップし、それらを批判的に検討することを通じて、学会の動向、学説の進展などを的確に押さえるとともに、論文執筆の基礎となる文献の読み込み方、書き方などを身に付けることをも目的としたい。また、外国文献についても、参加者の関心と希望に応じて採りあげる。

民法担当

教授 山 本 弘 明

民法は合理的な人間像を前提としたうえで、いろいろな制度・原則を用意しています。しかし、消費者というものは非合理的な行動をとってしまうことがしばしばあります。そうしますと、民法が従来想定していた制度をそのまま利用するのでは、必ずしも消費者を保護することができません。そこで、非合理的な行動をとってしまう消費者という視点から、民法を再検討する研究を行っています。

大学院では、消費者法を含めドイツ民法に関する論文の輪読を行い、ドイツ法の現状を学ぶとともに、日本法の理解を深めていけるようにしたいと思います。

民法担当

教授 森 永 淑 子

これまで、保証や抵当権をめぐる法律関係・とくに債務者―債権者という二当事者関係にかかわりをもった、保証人や物上保証人などの第三者の法的地位を主な研究対象としてきました。その一環として、日本法の議論を相対化するという観点からドイツ法を素材とした研究も行っています。大学院では、ドイツ担保法に関する文献を読みながら、日本法への批判的な検討を行う視点を獲得することも目指したいと思います。

商法・会社法担当

教授 山 田 剛 志

現在、会社法・金融法のうち、コーポレート・ガバナンスに関する研究、資本市場法制に関する研究並びに金融取引に関する比較法的な研究を行っている。会社分野では、企業結合法、とりわけ会社支配権を巡る敵対的買収と防衛策について、アメリカ法と比較しながら研究を行っている。また資本市場に関しては、ドイツの資本市場法制と比較しながら、主に投資家保護に関する法制度を研究している。最近では、銀行取引と民法改正にも興味を持っており、有るべき市場規制法制について検討を加えている。

講義においては、アメリカ及びドイツの基本的な文献を検討して、有るべき市場規制法制について、取り上げて検討する。

民事訴訟法担当

教授 町 村 泰 貴

民事訴訟は技術的な性格の強い法制度だが、手続のあり方によっては社会的な不公正を招く事があり得る。そうした傾向は、特に現代的紛争と呼ばれる医療事故紛争や公害・環境紛争について顕著となっていた。最近では、さらに消費者紛争や情報ネットワークに関する紛争に解決を迫られる手続的問題が現われている。こうした分野の研究に加え、比較法的にはフランスを中心として日本との比較民事紛争処理研究も行なっている。

大学院では、主としてフランス民事訴訟に関する論文の輪読を行い、比較法研究の基本的な方法を学んでいきたい。

刑事訴訟法担当

教授 指 宿 信

専門は、刑事訴訟法です。刑事訴訟法分野では、手続打ち切り論や証拠開示、被疑者取調べ、訴訟能力、誤判原因などを研究してきました。また心理学などの研究者と共同して、被疑者取調べのあり方や、被疑者被告人の更生を助ける治療的司法などの研究を進めています。刑事訴訟法学の立場から、インターネット犯罪の捜査や取り締まり、監視の問題などにも関心があります。

刑法担当

教授 山 本 輝 之

これまで、犯罪論の分野においては違法論、刑罰論のそれにおいては没収・追徴論等を中心に研究してきました。また、最近では、医療と刑法の分野についても関心を持っており、終末期医療における刑罰的問題、脳死と臓器移植、触法精神障害者の処遇のあり方等のテーマにも取り組んでいます。

大学院の授業では、受講者の問題関心に応じてテーマを選び、わが国およびドイツの文献等を参考にして議論し、問題解決のための道筋を明らかにしていきたいと考えています。

刑法担当

教授 鋤 本 豊 博

現代刑法学には未解決の問題や、学理・理論には至っていない解釈論が数多く存在するので、既に関心を抱くテーマがあれば、それを尊重して共に取り組んで行くつもりである。

判例研究を希望する場合には、最新の刑法判例を題材として、①事案の分析、②判例法理の抽出、及び③判例準則の運用に係る方法論の習得を目的とし、事案処理と理論構成を適切に行えるよう指導できればと思う。

また法科大学院（既修者コース）への進学や難関の国家試験を目指している場合には、その目的に到達できるよう助力したい。

いずれにせよ、入学した個々の院生の「生きた目標」が実現できるよう努めたいと考えているので、刑法学の研究あるいは学習に真摯に取り組む意欲のある方は、当法学研究科に入学されたい。

刑法担当

准教授 足 立 友 子

専門は刑法で、とりわけ詐欺罪をはじめとする財産犯を中心に研究をしている。

大学院の授業では、受講者が関心を有している刑法上の問題に関する国内外の文献を講読することを通して、先行研究を踏まえて知見を得つつ、論文執筆に向けた問題意識の明確化を図ることを目指す。刑法の研究において、正確な知識と論理的思考はもちろん重要であるが、論理的つながりだけを追い求めるパズルのような思考に留まるべきではない。問題意識とその解決に向けられた筋の通った研究を行い論文を執筆することができるよう、受講者と議論を重ね、共に高め合いたい。

国際法担当

教授 川 崎 恭 治

主たる研究領域は国家の国際責任法で、とくに対世的義務の法的効果について研究を進めてきた。また最近では、国際経済法の分野にも関心をもち、少しずつ研究を進めているところである。大学院の授業においては、前期には、国際法における強行規範に関する最近の英語あるいは仏語の文献を講読する。後期には、国際司法裁判所の最近の判例を、個別意見や反対意見も含めて読み進めてゆきたいと考えている。

国際法担当

准教授 佐 藤 量 介

全般的には、国際社会における軍事力・暴力の規制の問題に関心がある。これまでのところ、国連の集団安全保障制度、特に憲章第7章に基づき行動する安全保障理事会による「許可」に係る法的問題について研究を進めてきている。最近では、国連憲章を中心とした国際組織法の理論的研究にも取り組んでいるところである。基本的には英語文献を用いるが、武力行使禁止規範に関する先行研究及び国際組織法に関する先行研究の文献講読を行うことで、受講者における国際法研究に必要な能力の向上に努めていきたい。

国際私法担当

教授 桑 原 康 行

研究分野は、国際取引法で、貿易取引の私法的側面について研究している。国際私法関係では、国際契約の準拠法について研究している。

大学院の授業においては、前期は、国際私法の基礎理論、総論上の問題を、後期は各論上の問題を取り上げ、日本法だけではなく、外国法、国際条約をも対象として、内外の文献を講読することにしたと考えている。

国際関係論担当

准教授 福 田 宏

両大戦間期の中央ヨーロッパ諸国、特にチェコスロヴァキアにおける地域再編論を主たる研究対象としている。この時期には、チェコ地域出身のリヒャルト・クーデンホーフ＝カレルギーによって唱えられた汎ヨーロッパなど、戦後のヨーロッパ統合につながるような議論が多数提示されており、現在の地域統合を考えるうえでも興味深い。

大学院の授業では、受講者の関心も考慮しながら、21世紀現在の国際関係も含めて検討していきたい。

国際政治史担当

教授 田 嶋 信 雄

ドイツ外交史・東アジア国際政治史・中国政治外交史などを主な専門分野としている。現在の具体的な研究テーマは、①「ナチス・ドイツと日中戦争」、②「戦間期ドイツの対中国武器輸出」、③「反ヒトラー抵抗運動と中国」、④「中国＝東ドイツ関係史」など。

大学院の授業では、参加者の問題関心も斟酌し、上述の分野の他に、ヨーロッパ現代政治や政治学一般の問題も取り上げたい。

3. 科目履修および学位について

(1) 研究指導

- a. 学生は、指導教員の研究指導を受講しなければならない。
- b. 学生は論文の作成、科目の履修、その他研究一般について、指導教員から指導を受ける。
- c. 指導教員は、原則として、入学手続の際に書面で提出された希望に基づいて決められる。
法学研究科が調整をする場合もある。

(2) 博士課程前期

2年以上在学して、30単位以上を修得し、修士論文を作成・提出し、審査および最終試験に合格した者は修士（法学）の学位を得ることができる。

- a. 最少限度修得すべき単位の内訳は以下のとおりである。

科目 学年	研究指導	授業科目	その他に修士論文 最終試験がある
1 年次	4 単位	11 科目（22 単位）	
2 年次	4 単位		
計	8 単位	22 単位	

※ 授業科目は半年開講 1 科目 2 単位

研究指導は半年開講 1 科目 2 単位

- b. 履修科目の選択については指導教員の承認が必要である。

(3) 博士課程後期

3年以上在学し、授業科目の授業および指導教員による必要な研究指導を受けて合計 16 単位以上（研究指導 12 単位および授業科目 4 単位以上）を修得し、博士論文を提出し、審査および最終試験に合格した者は、博士（法学）の学位を得ることができる。

なお、博士課程後期においては、研究上必要がある場合には、教授会の承認を得て副指導教員の指導を受けることができる。

4. 留学制度

「成城大学学生の外国留学に関する規則」「成城大学大学院認定留学実施要領」ないしは成城大学と海外協定校が締結している学生交換協定に基づき、成城大学大学院に在籍したまま、海外の大学に協定留学ないしは認定留学をすることができる。

5. 奨学金制度など

日本学生支援機構奨学金に応募できるほか、本学独自の制度として大学院澤柳奨学金への応募も可能である（所定の要件を満たす場合のみ）。外国人に対しては、本人の申請により授業料等の校納金が減免される制度がある（32 頁も参照）。

6. 成城大学私費外国人留学生授業料等減免制度

成城大学では、私費外国人留学生の経済的負担を軽減し、勉学・研究に支障がないよう、授業料等の減免を行うことを目的として、私費外国人留学生授業料等減免制度を設けています。

1. 対象者について

経済的理由により授業料等の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者。

ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 本学における他の授業料等の軽減措置を受けている者及び受ける予定のある者。
- (2) 理由なく授業料等を滞納している者。

2. 申請の手続について

減免を希望する対象者は、合格通知に同封する案内で申請手続を確認すること。

3. 選考の基準について

選考基準は次のいずれにも該当することとする。

- (1) 仕送りを受けている場合、その仕送り額から授業料等納入すべき費用の支払いに充てた分を差し引いた額が平均月額 90,000 円以下であること。
- (2) 対象者の扶養者で、日本に在住する者がいる場合、その者の年収が 500 万円未満であること。

研究計画書

氏名

記載要領（ワープロから印字した紙を添付してもよい）

1. 博士課程前期の志願者は、志望動機、興味ある研究領域、入学後の学習計画等について800～1,200字程度で記載すること。
2. 博士課程後期の志願者は、研究テーマを明示し、それにどう取り組み、どのように研究を進めたいかを1,200字程度で詳しく記載すること。

This image shows a full page of white paper with horizontal dotted lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a guide for handwriting practice. There are no margins, text, or other markings on the page.

実務・社会経験報告書

氏名 _____

記載要領（ワープロから印字した紙を添付してもよい）

※大学卒業又は大学院修了から今回の受験に至るまでの期間、職場あるいは社会でどのような職務につき、どのような経験を積んできたかを800～1,200字程度で具体的に記載すること。

This image shows a full page of white paper with horizontal dotted lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a guide for handwriting practice. There are no margins, text, or other markings on the page.

2023年度

成城大学大学院法学研究科（法学専攻）入学願書

※受験番号

募集時期 (○で囲むこと)		I 期・II 期		志望課程 (○で囲むこと)		前期・後期		入 試 区 分 (○で囲むこと)		一 般・社会人・外国人・学内推薦	
氏 名		フリガナ				性別		生年月日(西暦)			
								年 月 日 生 (満 歳)			
書類送付先 住 所 (注3. 参照)		〒		E-mail				電話 () ()		写 真 1. 4×3cm (カラーに限る) 2. 正面脱帽・背景なし 3. 提出日前3ヶ月以内 撮影のもの 4. 全面欄付すること	
								携帯 () ()			
入学後専攻 しようとする 専攻科目 (注4. 参照)				卒業論文 または 演習テーマ		題 目:		修士 論文 (注5. 参照)		題 目:	
						指導教員名:		指導教員名:		指導教員名:	
受験科目		外国語科目		(注6. 参照)		専攻科目					
学 歴 (専攻まで明記)	西暦	年	月	出身国名			高等学校		卒 業		
		年	月	出身国名			大学		学 部		
		年	月	出身国名			大学		学 部		
		年	月	出身国名			大学大学院		研究科		
		年	月	出身国名			大学大学院		研究科		
職 歴	西暦	年	月								了 見 込
		年	月								了 見 込

注) 1. 黒のペンまたはボールペンで、必要事項を記入または○で囲むこと。
氏名欄は、在留カード又はパスポートに記載されたものを使用し、漢字使用欄出身の方は、漢字氏名を併記すること。
2. ※印欄は記入しないこと。
3. 書類送付先住所は、合格通知書類が確実に届くところを記入すること。
4. 8頁の専攻科目の受験科目から、専攻しようとする科目を選択して記入すること。
5. 審査対象とする論文を記入すること。
6. 外国人入試の日本語筆記試験免除を希望する場合は「日本語免除希望」と記入すること (8-9頁参照)。

[illegible]

2023年度

成城大学大学院法学研究科
(法律学専攻)
受 験 票

募集時期	I 期・II 期
受験番号	※
志望専攻	法 律 学 専 攻
志望課程	前期・後期
入試区分	一 般・社 会 人 外 国 人・学内推薦
氏 名	

※印欄は記入しないこと。

大学院受付印

キ
リ
ト
リ
X

山 折 り

試験に関する諸注意

1. 受験者は必ず本票を持参すること。
2. 本票を持参しないときは試験を受けることができない。再発行は本人であることを確認できる場合に限り認める。
3. 受験者は、試験開始 10 分前までに所定の試験場に入ること。
4. 試験場で使用できるものは、万年筆、ボールペン、シャープペンシル、鉛筆、鉛筆削り、消しゴムに限る。下敷の使用は認めない。
5. 試験開始時刻に遅刻した場合は、試験開始時刻後 20 分以内の遅刻に限り、受験を認める。
6. 問題用紙、解答用紙は持ち帰らぬこと。

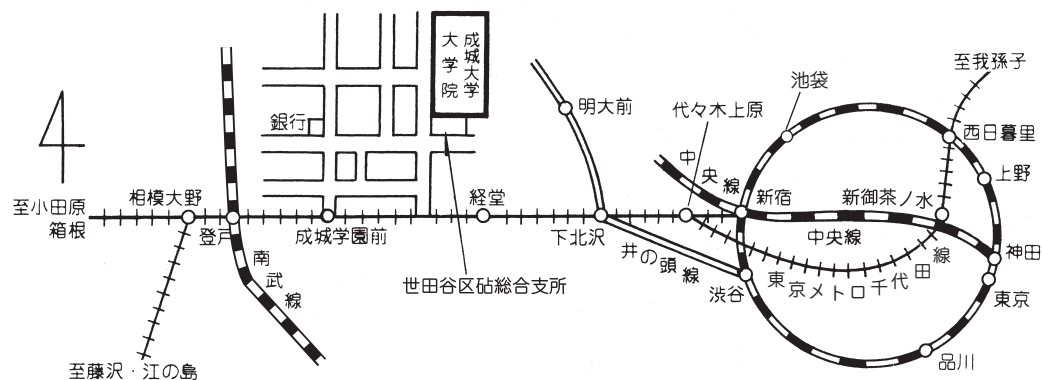
交 通

最寄り駅は小田急線「成城学園前」駅。中央改札口(北口)から歩いて約4分です。

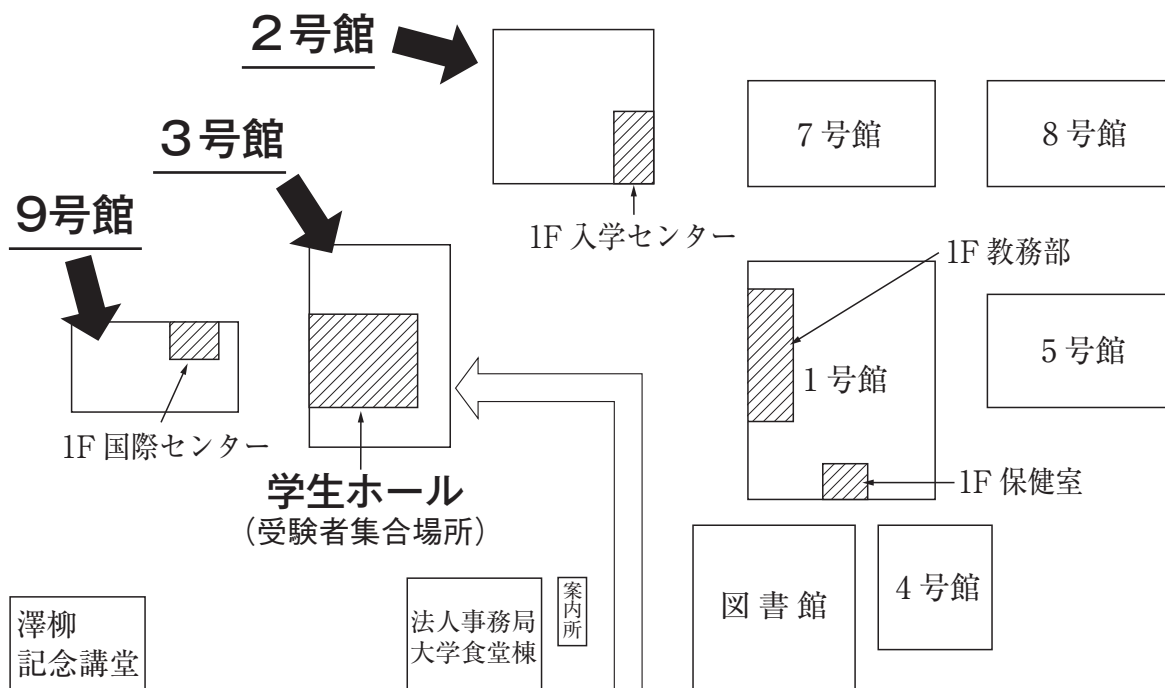
- 小田急線・新宿駅より急行(下り)で約15分、登戸駅より急行(上り)で約5分、町田駅より急行(上り)で約20分
- 東京メトロ千代田線・新御茶ノ水駅より代々木上原経由、小田急線直通で約30分
- 京王井の頭線・渋谷駅より下北沢経由、小田急線のりかえで約15分

(ご注意)

小田急線「快速急行」は通過となりますので、乗車には十分ご注意ください。



大 学 校 舎 案 内



<https://admission.seijo.ac.jp>

発行：成城大学入学センター

〒157-8511 東京都世田谷区成城 6-1-20

TEL. 03-3482-9100 FAX. 03-3482-9618

E-mail. admission@seijo.jp